

むつ市議会第263回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和7年3月14日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第2号 むつ市有林造成基金条例
- 第2 議案第3号 むつ市防災食育センター設置条例
- 第3 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 第4 議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例を廃止する条例
- 第11 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第12 議案第14号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第13 議案第15号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第14 議案第16号 令和6年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第15 議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算
- 第16 議案第18号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第17 議案第19号 令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第18 議案第20号 令和7年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第19 議案第21号 令和7年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第20 議案第22号 令和7年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第21 議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計予算
- 第22 議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算

【議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第23 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第24 議員提出議案第2号 むつ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議員提出議案第3号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（２２人）

1 番	高	橋	征	志	2 番	杉	浦	弘	樹
3 番	佐	藤		武	4 番	工	藤	祥	子
5 番	濱	田	栄	子	6 番	櫻	田	秀	夫
7 番	住	吉	年	広	8 番	白	井	二	郎
9 番	富	岡	直	哉	10 番	村	中	浩	明
11 番	野	中	貴	健	12 番	佐	藤	広	政
13 番	東		健	而	14 番	中	村	正	志
15 番	井	田	茂	樹	16 番	浅	利	竹	二 郎
17 番	岡	崎	健	吾	18 番	佐々	木	隆	徳
19 番	佐	賀	英	生	20 番	大	瀧	次	男
21 番	佐々	木		肇	22 番	富	岡	幸	夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	山	本	知	也	副 市 長	吉	田		真
副 市 長	齋	藤	友	彦	教 育 長	阿	部	謙	一
公 営 企 業 者	吉	田	和	久	代 監 査 委 員	氏	家		剛
総 務 部 長	吉	田	由	佳 子	総 務 部 長	藤	島		純
総 務 部 機 関 長	畑	山	勝	利	政 策 推 進 長	角	本		力
財 務 部 長	松	谷		勇	健 康 福 祉 長	斉	藤	洋	一
健 康 推 進 監	畑	中	美	雅	子 ども さい せい 課 長	菅	原	典	子
産 業 政 策 長	伊	藤	大	治 郎	都 市 整 備 長	木	下	尚	一 郎
建 設 技 術 長	小 笠	原	洋	一	川 内 庁 舎 長	杉	山	郷	史
会 管 理 計 者	中	村	智	郎	選 挙 管 理 会 長	野	坂	武	史

[illegible]

◎開議の宣告

午前 10 時 00 分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、2月19日に開催された議会運営委員会において、むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例、むつ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例及びむつ市議会会議規則の一部を改正する規則については、本日議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、3月5日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第22 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第2号 むつ市有林造成基金条例から、日程第22 議案第24号

令和7年度むつ市下水道事業会計予算までの22件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。
野中貴健総務教育常任委員長。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第3号 むつ市防災食育センター設置条例についてであります。理事者側から、災害時における炊き出しの実施等の防災に関する事業及び平常時の学校給食供給等の食育に関する事業を円滑に実施するため、条例を制定し施設を設置するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、施設の管理運営の主体についての質疑があり、理事者側から、主体は教育委員会となり、平常時は給食調理を行い、災害時は炊き出しの調理運搬を行うことになるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、災害時のオペレーションについての質疑があり、理事者側から、教育委員会が主体的に動くのは炊き出しで、避難所の運営主体は市長部局と考えているが、施設については教育委員会が一番詳しいので、実際に災害があった際は協力していきたいと考えているとの答弁が

ありました。

また、別の委員から、防災食育センターの職員が被災した場合の人員確保についての質疑があり、理事者側から、調理については委託先で担うこととなっており、平常時は30名程度だが、災害時に提供するものはおにぎりや汁物といった簡易なものなので、機械化された設備により、全員が揃わなくても少人数で対応できると認識しているとの答弁がありました。

次に、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてであります。理事者側から、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて拘禁刑が創設されることとなったことから、条文中に懲役又は禁錮が含まれる条例について拘禁刑に改正するほか、経過措置を定めるものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、現在の3歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、超過勤務の免除実績についての質疑があり、理事者側から、現時点で超過勤務の免除実績はなく、育児休業や部分休業制度が充実しているため、そちらを利用していることが要因と考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、会計年度任用職員に係る改正の具体的内容についての質疑があり、理事者側から、会計年度任用職員には介護休暇があり、

短期介護休暇は有給で1年に5日間、長期介護休暇は2週間以上の介護が必要となる場合93日間まで無給の休暇取得が可能で、無給の間は共済組合から介護休業給付金の支給があり、この制度も併せて周知を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、議案第6号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに扶養手当及び通勤手当の額等を改定し、単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、並びに定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当及び寒冷地手当を支給するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改定によりどれくらいの財政負担増となるかとの質疑があり、理事者側から、現時点で直接影響を受けるのは扶養手当と考えており、令和6年度と比較すると令和7年度で約275万円、令和8年度で約576万円の増を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第7号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今後も国に倣って条例を改正していくのかとの質疑があり、理事者側から、当市の制度は国及び県に概ね準じたものとなっており、今後は県及び県内他市の状況を注視し、実情に合った制度設計をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例についてであります。理事

者側から、使用済燃料中間貯蔵施設の操業に伴い、基金の財源として、「核燃料サイクル交付金」を追加するためのもので、令和7年度は4億円を交付申請し、全額を基金に積み立て、今後のむつ総合病院の医療機器整備の財源とする計画としていたとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、平成25年の制度導入時と比べ、住宅用太陽光発電システムの普及啓発が図られたことで一定の成果が得られたこと、また、設置においては低価格化が進んでいることから、基金事業を終了し条例を廃止することにしたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。理事者側から、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づく財政上の特別措置を活用するため、むつ市川内町湯野川辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めるものであり、具体的には、湯野川温泉濃々園の整備について、辺地対策事業債を充当するために本計画を定めるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改修後の湯野川温泉濃々園の利用客をどの程度見込んでいるのかとの質疑があり、理事者側から、改修前の濃々園が年間約1万5,000人、近隣のふれあい温泉川内が年間約2万人の利用で推移しており、将来的な施設の統廃合を検討しながら、ふれあい温泉川内の利用客数も含めて年間3万5,000人の利用を見込んでいるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市内で辺地に該当する地域及び当該地域で事業を行うには新たに計画策定が必要となるのかとの質疑があり、理事者側から、

令和6年度現在で、川内地区は蛸崎・宿野部・湯野川、大畑地区は赤川・木野部・関根橋、脇野沢地区は小沢・滝山・上在の9地域が対象となり、過疎地域持続的発展計画と同様、対象地域で事業が起こった際に整備計画に盛り込むことによって、財源として辺地対策事業債の活用が可能になると考えているとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、産業建設常任委員長の報告を求めます。
富岡直哉産業建設常任委員長。

（9番 富岡直哉議員登壇）

○9番（富岡直哉） 産業建設常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第2号 むつ市有林造成基金条例についてであります。理事者側から、市有林の立木の売払い収入等を基金として積み立て、計画的に森林整備を進めていくために基金を設置するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、市有林の面積及び伐期の状況について質疑があり、理事者側から、市有林全体の面積は約2,000ヘクタールで、このうち市が直営で整備を行っているのは約1,000ヘクタールである。伐期の状況については、下北管内全域で7割から8割程度が伐期を迎えており、市有林

についても同様の状況であると認識しているとの答弁がありました。

次に、議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、解体工事が完了した桜木町団地の用途を廃止し、条例から削除するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、跡地利用について質疑があり、理事者側から、一部については近隣の除排雪の一時堆積場として利用したいと考えており、そのほかの部分については売却も含めて検討することになるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第10号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、建設業法施行令の一部改正に伴い、本条例で引用する条項の条ずれを整理するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の条例改正による事業者への影響等について質疑があり、理事者側から、事業者や今後の事業運営に影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第15号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するもので、収益的収入及び支出において、収入では水道料金等の増により3,222万9,000円を増額し、支出では職員給与費、物件費等の減により1,359万3,000円を減額するほか、資本的収入及び支出において、県の大湊バイパスⅡ期工事の進捗に伴う市の工事発注見送りにより収入では1億3,340万円を、支出では1億4,020万9,000円をそれぞれ減額するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第16号 令和6年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するもので、収益的収入及び支出において、収入では一般会計からの営業助成金等の減により304万9,000円を減額し、支出では減価償却費等の増により1,829万2,000円を増額するほか、資本的収入及び支出において、収入では工事費の減に伴う企業債等の減により5,355万6,000円を、支出では執行残等による決算見込みにより1億875万3,000円をそれぞれ減額するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、昨今の全国で発生している下水道管の腐食による事故を受け、管渠の点検等はどのように行っているのかとの質疑があり、理事者側から、下水道管については腐食の恐れの大きいマンホールや管渠の点検は5年に1回以上と下水道法で義務付けられているが、当市では毎年実施し、状況把握等に努めている。また、水道管については内圧があるため下水道管のように陥没するということは考えにくく、水道法においても法的点検についての定めはないが、施設の巡回等で常時注視しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、下水道への接続率について質疑があり、理事者側から、接続人口での率になるが、市全体で53.7%、むつ地区では約43%であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、むつ地区における接続率が半分以下という状況への見解について質疑があり、理事者側から、むつ地区はこれまで整備を進めてきたため、率が向上していかない状況であったが、現在は管路等の延伸の整備を行っていないことから、接続率の向上に方針を転換し、接続に係る補助金の増額等のほか、今後も様々な施策を検討し、更なる接続率の向上に努めていくとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わ

ります。

○議長（富岡幸夫） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、民生福祉常任委員長の報告を求めます。
村中浩明民生福祉常任委員長。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 民生福祉常任委員会に付託されました議案1件について、審査の過程と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

議案第14号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。理事者側から、後期高齢者医療保険料収納見込額の増額に伴い、青森県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料納付金が増額となったことから、歳入歳出それぞれ3,467万円を増額補正するものであり、補正後の歳入歳出予算総額は7億7,861万2,000円となるとの説明がありました。

これに対し委員から、歳入において普通徴収保険料が2,341万8,000円と大きく増額している理由及び今回の補正予算が市の財政に与える影響についての質疑があり、理事者側から、年度途中で75歳に到達した方への新規賦課により普通徴収保険料が増額となっている。今回の補正予算は、歳入歳出ともに青森県後期高齢者医療広域連合から示された金額に増額が必要となったものであり、徴収した保険料から保険料納付金を支出するため、市の財政に与える影響はないとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、今後の保険料の改定についての質疑があり、理事者側から、保険料については青森県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しが行われており、令和6年度に保険料が改定されたことから令和7年度は保険料の改定は行われない。令和8年度からは子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金分が賦課されることにより増額になる可能性があるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、予算審査特別委員長の報告を求めます。
大瀧次男予算審査特別委員長。

（20番 大瀧次男議員登壇）

○20番（大瀧次男） 予算審査特別委員会に付託されました、議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算から、議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、3月7日及び3月10日に市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第19号 令和7年度むつ

市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号 令和7年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第21号 令和7年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第22号 令和7年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計予算及び議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました22議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第2号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第2号 むつ市有林造成基金条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第3号 むつ市防災食育センター設置条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第5号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第6号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第7号 むつ市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第8号 むつ市地域振興基金条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第10号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第11号 むつ市太陽の恵み基金条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第14号 令和6年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第15号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第16号 令和6年度むつ市下水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第17号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番佐藤武議員。

（3番 佐藤 武議員登壇）

○3番（佐藤 武） 議案第17号 令和7年度むつ市一般会計予算に対する反対討論を行います。

令和7年度予算は、市民の切実な願いや要求に沿う施策もあり、意欲的な取組も盛り込まれています。一方で、原発核燃料サイクル推進の立場に立った予算であり、電源開発交付金等が増加し、財政が一時的に潤うが、依存率が高まることにより、地域の経済的自立が妨げられるおそれがあると考えています。また、中間貯蔵新税も含め、財政がゆがめられることが懸念され、将来世代に禍根を残すことになります。

市の総合基本計画で一次産業を基幹産業と位置づけているのは当然のことであり、一部前進している施策もありますが、既存の経営体を支援する予算が十分であるとは言えません。特に地域の食を支える農業予算が不十分であり、長期的、計画的に農業振興、農業を維持発展させる予算になっておらず、将来に不安を残すものです。農業経営体を支援して育て、農業生産を維持発展させる財政面での手厚い施策がどうしても必要です。

今まで何度も指摘してきましたが、高齢者無料乗車証「AGEHA」事業は、対象になる市民に無条件に交付すべきものであると考えます。取得が任意であるマイナンバーカードの取得を条件とすることは、行政サービスの公平、平等原則に反するものであると言わざるを得ません。

デジタル化は、今後どんどん進んでいくでしょう。デジタル化を否定するつもりではありませんが、政府のDX政策に乗って上からの急激なデジタル化を進めていくことによって、地方自治の本旨である団体自治と住民自治が侵害されることを危惧しています。住民サービスのデジタル化の中心は、マイナンバーカードの取得率の向上とマイナンバーカードへのひもづけ、そして端末の所持だと考えています。端末の購入には一時的に補助

するが、維持費は自前でとなると、短期的にはほぼ全員が所持することは困難です。一部の業者がスマホの維持費が無理であれば固定電話を解約すればいいなどという事態も出ています。また、端末を購入し、使い方の講座も受けたが、まだ使い方がよく分からないと、怖くて使えないという声も聞こえてきます。デジタル化は、市民が主人公として市民の必要性と要求に基づいた長期的な視点での予算措置が必要だと考えています。

以上、反対討論とします。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第17号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者2人）

○議長（富岡幸夫） 起立多数であります。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第18号 令和7年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第19号 令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第20号 令和7年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第21号 令和7年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第22号 令和7年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第23～日程第25 議員提出議案

一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第23 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例から日程第25 議員提出議案第3号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則までの3件を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例及び議員提出議案第3号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者から提案理由の説明を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） ただいま上程されました議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を

改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政組織の改編に伴うむつ市部設置条例の一部改正に準じて、常任委員会の所管について、所要の改正をするため、全議員22名をもって提案するものであります。

次に、議員提出議案第3号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

本案は、議場の改修に伴い、電子採決システムが導入されたことから、表決の方法について、当該システムによる表決を可能とするため、条文を整備するほか、標準市議会会議規則の一部改正に準じ、所要の改正をするため、全議員22名をもって提案するものであります。

以上、上程されました議員提出議案第1号及び議員提出議案第3号の提案理由であります。

○議長（富岡幸夫） 次に、議員提出議案第2号 むつ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提出者から提案理由の説明を求めます。11番野中貴健議員。

（11番 野中貴健議員登壇）

○11番（野中貴健） 議員提出議案第2号 むつ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、所要の条文整理をするほか、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正をするため、全議員22名をもって提案するものであります。

以上、上程されました議員提出議案第2号の提案理由であります。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わ

ります。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました3議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議員提出議案第1号

○議長（富岡幸夫） まず、議員提出議案第1号
むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第2号

○議長（富岡幸夫） 次は、議員提出議案第2号
むつ市議会の個人情報の保護に関する条例の一部

を改正する条例の質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第3号

○議長（富岡幸夫） 次は、議員提出議案第3号
むつ市議会会議規則の一部を改正する規則の質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

まず議員提出議案第３号は、会議規則第38条第２項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（富岡幸夫） これで本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第263回定例会を閉会いたします。

午前１１時１７分 閉会